

B 1 - 1 6

5 年 保 存 (常)  
(平成31年12月31日まで)

F N . B 1 - 3 - 2  
鹿 生 企 第419号  
鹿 鑑 第497号  
平 成 2 6 年 9 月 9 日

各 部 長  
各 参 事 官 殿  
各 所 属 長

本 部 長  
担当 生活安全係 TEL

認知症に係る行方不明者発見活動の推進について (通達)

行方不明者の発見活動については、行方不明者発見活動に関する規則 (平成21年国家公安委員会規則第13号。以下「規則」という。), 「行方不明者発見活動に関する規則の運用上の留意事項及び各書面の様式の制定について (通達)」 (平成26年3月14日付け鹿生企第104号ほか。以下「通達」という。) 等に基づき実施しているところである。

全国における認知症に係る行方不明者届の届出数は、平成25年には1万件を超えたところであるが、この種の行方不明者は、事件や事故等に遭遇する可能性が高いことから、下記事項に留意の上、認知症に係る行方不明者の早期発見・保護に努められたい。

記

## 1 行方不明者届受理時の留意事項

### (1) 特異行方不明者の判定

ア 行方不明者届を受理した警察署長 (以下「受理署長」という。) は届出人から必要な事項を聴取する際 (規則第7条第1項), 届出人から、認知症又は認知症の疑いにより行方不明になった旨の申出があった場合は、自救能力がない者 (規則第2条第2項第6号) として特異行方不明者の判定 (規則第11条第1項) を行い、事件・事故に遭遇する可能性が高いことを踏まえ、規則に基づく行方不明者発見活動を迅速に実施すること。

イ 特異行方不明者の判定に係る報告 (規則第11条第2項) を受けた生活安全企画課長においては、受理署長に対して事案の処理方針を確認して積極的な指導・助言、

支援を行うこと。

(2) 認知症の特性等を踏まえた措置

ア 届出人からの聴取（規則第7条第1項）においては、行方不明者が過去に立ち回った地域や徘徊場所があるか、自ら名乗ることができるか、通称名等である自称名はないかなど、行方不明者発見活動に必要な事項（同項第6号）を聴取すること。

イ 徘徊場所が遠方にも及び得るなど認知症の特性を踏まえて、関係警察に対して保護等の取扱いを個別に照会するとともに、関係機関等への協力を求め（規則第20条第2項）、関係機関等との間で構築している発見・保護のための「はいかい老人SOSネットワーク」を効果的に活用し、その早期発見に努めること。

ウ 行方不明者が氏名等を名乗ることができず、又は遠方への徘徊が想定される場合には、届出人の意思に基づき、インターネットの利用等による資料の公表（規則第14条第1項）を検討すること。

(3) 迷い人照会を受けた場合の措置

2(1)イの迷い人照会を受けた場合は、行方不明者届に係る日時と迷い人照会に係る日時とが相前後し得ることに配意し、事後の行方不明者届とも点検、確認すること。

また、他の都道府県警察からの照会については、生活安全企画課長が関与して確実な点検、確認に努めること。

2 迷い人として保護時の留意事項

(1) 行方不明者届の有無の確認

認知症又は認知症の疑いのある迷い人を発見・保護した場合は、行方不明者届の有無を確認するよう努めるものとされていること（規則第19条第2項）から、以下に留意すること。

ア 認知症の特性を踏まえ、名乗ることができない場合や自称名が通称名である場合等に配意して、行方不明者照会（規則第13条第1項）をより広範囲に実施するなど、その身元の確認に努めること。また、生活安全企画課長においては、発見・保護した警察署の対応を確認し、積極的な指導、支援を行うこと。

イ 発見・保護した警察署においては、迷い人の取扱いを記録化し、他の警察署に照会するとともに、生活安全企画課長に対し他の都道府県警察に対する照会（迷い人照会）を依頼すること。

依頼を受けた生活安全企画課長においては、他の都道府県警察に対する照会（迷い人照会）を行い、早期に身元が判明するよう努めること。

ウ 行方不明者照会又は迷い人照会によっても迷い人の身元が判明しない場合は、「鹿児島県警察情報管理システムによる行方不明者情報照会業務の実施要領の制定について（通達）」（平成26年9月9日付け鹿生企第418号ほか）に基づく年齢等による

照会（身元確認照会B）を実施すること。

エ 認知症又は認知症の疑いのある迷い人の身元が判明せず、関係機関に引き継いだ場合であっても、行方不明者届と迷い人照会に係る日時が相前後し得ることに留意し、事後においても適宜、行方不明者照会を実施すること。

## (2) 引継ぎ先との連携

行方不明者届を受理した行方不明者の発見活動を推進する観点により、保護実施機関である市町村等による身元確認のための調査等に加え、警察としても市町村等に協力して身元の確認に努める必要があることから、以下に留意すること。

ア 関係機関に引き継ぐ際、その保護実施機関である市町村又は施設による発見活動等によって、氏名等身元の判明につながる情報が得られ、又は身元が確認された場合には、引き継ぎ依頼をした警察署へ連絡を行うよう依頼すること。

イ 上記措置により一定期間（概ね<sup>おおむ</sup>1～3か月程度）を経ても身元が判明しない場合は、保護実施機関である市町村等の要請に基づき、写真を付した資料を警察署又は生活安全企画課に備え付けるとともに、他の都道府県警察に提供して行方不明者届の届出人による閲覧に供するなど、関係機関・団体の発見活動と連携して、身元の確認に努めること。

なお、写真を付した資料は、市町村等の公開事項によるが、写真、氏名・年齢につながる情報、特徴・服装等、発見された状況、連絡先、閲覧対象、備付け期間などが、掲載事項として望ましい。

## 3 関係機関・団体との連携に際しての留意事項

関係行政機関、地方公共団体又は関係事業者との協力（規則第20条第2項）については、以下に留意すること。

(1) 行方不明者の発見・保護のため関係機関等と警察署間で構築している「はいかい老人SOSネットワーク」については、その活用が形骸化しないよう関係機関等とは更なる連携を強化し早期発見・保護に努めること。

また、各市町村においては、独自に「徘徊SOSネットワーク」を構築しているところもあることから、未だ構築されていない市町村に対しては、構築の働きかけを行うこと。

(2) 認知症に係る行方不明事案においては、氏名等が明らかにならないと身元の確認が困難となることから、関係機関・団体に対しては、着衣や靴、所持品等の記名、名札等の装着等の工夫の重要性や、地域住民への周知について働き掛けること。

